

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(震災復興政策課)

一

告示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(廃棄物対策課)

一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

(共同参画社会推進課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

三

○林業種苗生産事業者の登録

(森林整備課)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

三

○阿武隈川水系阿武隈川圏域河川整備計画の公表

(河川課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

(都市計画課)

四

○都市計画事業の認可

()

四

○土地区画整理組合の理事についての届出

()

五

○土地区画整理組合の解散の認可

()

五

○土地改良事業計画の認可

(仙台地方振興事務所)

五

議 会

○宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する訓令

教育委員会

○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

○教育委員会定例会の開催

選挙管理委員会

六

五

五

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

七 六

規則

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号中、「別に定めるものについては、五年度」を、「当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては、当該定められた期間」に改め、同条第三号中、「別に定めるものについては、十年度」を、「当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては当該定められた期間とし、下水道事業については十年度とする。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 新港リサイクル株式会社
 2 所在地 宮城県仙台市宮城野区港二丁目二十番地五
 3 代表者の氏名 代表取締役 谷口正城
 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目五番十四、十五
 三 産業廃棄物処理施設の種類
 廃プラスチック類の破砕施設及び木くず又はがれき類の破砕施設
 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類、木くず
 五 申請年月日
 平成二十四年一月二十日
 六 縦覧場所等
 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 2 縦覧期間 平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）
 七 意見書の提出期限等
 1 提出期限 平成二十四年四月二十三日
 2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）
 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）
 ○宮城県告示第百八十八号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十四年三月九日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 らんらん多賀城
 代表者の氏名 相沢 正樹
 主たる事務所の所在地 塩竈市港町二丁目三番三号
 定款に記載された目的 この法人は、心身に障がいを持つ者及び健常者に対して、その健康の維持、管理及び増強に努める事に関する事業を行い、社会に寄与する

四	申請のあつた年月日	平成二十四年二月六日	ことを目的とする。	
○宮城県告示第百八十九号	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。 平成二十四年三月九日	宮城県知事 村 井 嘉 浩		
一	代表者の氏名	相樂 一政		
二	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区榴岡五丁目十二番五十五号 仙台ソフトウェアセンタ ービル六階		
三	定款に記載された目的	この法人は、経済的事情から家族だけで子育てをすることが難しくなつてきている家庭や学校などで不応をおこして悩んでいる子どもたちや青少年に、専門職員による問題解決の為のさまざまな支援を通して、思いやりのある個性豊かで自立した人間に成長するようサポートすることを目的とする。		
四	申請のあつた年月日	平成二十四年二月十三日		
○宮城県告示第百九十号	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。 平成二十四年三月九日	宮城県知事 村 井 嘉 浩		
事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五二〇〇九七三	愛心ヘルプサービス 仙台市青葉区中山九丁目十二番十三号	同行援護	株式会社愛心ヘルプサービス	平成二十四年三月一日
○四一五二〇一三〇二	アリエスサポート 仙台市青葉区宮町二丁目一番六十四号エムスコイボ二〇一号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	有限会社アリエス・ケア	平成二十四年三月一日
○四一五二〇一三二〇	Petit Eclair 仙台市青葉区愛子東一丁目一番一〇号	就労継続支援A型	株式会社MAYURA	平成二十四年四月一日

〇四一五三〇〇五五七	アツブルファーム 仙台市若林区六丁目 字南九十七番三 ・環境ビル一階	就労継続支援B 型	株式会社アツ ブルファーム	平成二十四 年三月一日
〇四一五四〇〇一三三	ヘルパスステーショ ン・すみれ 仙台市太白区長町南 四丁目八番十六号庄 子マンションC棟四	同行援護	有限会社けや き	平成二十四 年三月一日
〇四一五四〇〇二五八	ホットケア南仙 台市太白区中田三 丁目九番二号中田 フォート中田一〇二	同行援護	有限会社ホッ トハートサー ビス	平成二十四 年三月一日
〇四一五四〇〇六〇五	ケアセンターあすと 仙台市太白区郡山一 丁目十八番十四号三	同行援護	有限会社あす と	平成二十四 年三月一日

〇宮城県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業達隈西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年三月十五日から平成二十四年四月十三日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

〇宮城県告示第百九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の

登録をした。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城第二 百七十六 号	川床 静夫 仙台市青葉区宮町四 丁目九番二十六号	種 穂 —	幼 成 苗 苗 木 木 以 以 外 外 の の 育 育	川床 静夫 仙台市青葉区宮町	平成二十四 年三月一日
宮城第二 百七十七 号	大友 英雄 名取市杉ヶ袋字前沖百 六十三番地	種 穂 —	幼 成 苗 苗 木 木 以 以 外 外 の の 育 育	大友 英雄 名取市杉ヶ袋字前沖	平成二十四 年三月一日
宮城第二 百七十八 号	櫻井 重夫 名取市下増田字屋敷二 百七番地	種 穂 —	幼 成 苗 苗 木 木 以 以 外 外 の の 育 育	櫻井 重夫 名取市下増田字屋敷	平成二十四 年三月一日
宮城第二 百七十九 号	鈴木 英二 名取市下増田字屋敷百 六十一の二	種 穂 —	幼 成 苗 苗 木 木 以 以 外 外 の の 育 育	鈴木 英二 名取市下増田字屋敷	平成二十四 年三月一日

〇宮城県告示第百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年三月五日

二 商号又は名称等

和社 和田 祐一	商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建 設 可 設 番 業 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受 付 年 月 日
和社 和田 祐一	和社 和田工業株式会社	石巻市大街道西一丁目 二・三十一	特・十 八号	一部廃業 特定建設業 ほ装工事業	平成二十四 年三月十三日

藤田工業有限会社 藤田 信昭	仙台市宮城野区原町五丁目七・二十一	般九十八号 般九千五百四十四号	一部廃業 一般建設業 建築工業業	平成二十四年 二月十日
鈴木組 鈴木 林夫	仙台市青葉区高松二丁目一・六第二以和貫荘 百三	般二十二号 般一万三千七百七号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工業業	平成二十四年 二月三日
有限会社藤良産 業 佐藤 良助	仙台市泉区鶴が丘二丁目十七・三十一	般十九号 般一万三千七百七十一号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工業業	平成二十四年 二月一日
マイホームケア 東日本株式会社 菊地 憲一	仙台市若林区六丁の目北町一・二十	般二十二号 般一万八千八百八十三号	一部廃業 一般建設業 大工工業業 左官工業業 石工業業 屋根工業業 タイル・れんが・ブロック工業業 板金工業業 防錆工業業 防水工業業 内装仕上工業業 熱絶縁工業業 建具工業業	平成二十四年 二月七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、一級河川阿武隈川水系阿武隈川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所においてこれを公表する。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九十五号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 大崎市流域関連公共下水道
二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十六号

美里町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道
2 名称 美里町流域関連公共下水道

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十四年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・七号 郡山折立線

三 事業施行期間

平成二十四年三月九日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県仙台市太白区太子堂及び長町南二丁目並びに大野田二丁目及び大野田二丁目地内

2 使用の部分

宮城県仙台市太白区太子堂及び長町南二丁目並びに大野田二丁目及び大野田二丁目地内
 ○宮城県告示第九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。
 平成二十四年三月九日

一 組合の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所所在地
 宮城郡利府町神谷沢字長田三十五番地十四

三 届出の内容
 理事を退任した者

氏 名 住 所

庄 司 隆 雄 宮城郡利府町神谷沢字広畑六十番地

○宮城県告示第九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第一項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。
 平成二十四年三月九日

一 組合の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島町城内土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城郡松島町高城字元釜家十二番地十二

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十四年三月二日

○宮城県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、秋保町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十四年二月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十四年三月九日

宮城県仙台地方振興事務所
 所長 本 木 隆

議 会

○宮城県議会訓令甲第二号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十四年三月九日

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

訓令甲第八号（の一部を次のように改正する。

様式第三号中

「**守**物取引の事業・雑所得」を

「**先**物取引の事業・譲渡・雑所得」に

改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年三月九日から施行する。

教 育 委 員 会

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「進路指導主事」の下に「、防災主任」を加える。
第十九条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 防災主任は、校長の監督を受け、防災教育、防災計画の立案、学校における地域防災その他の防災に関する事項について連絡調整に当たり、及び必要に応じ指導、助言を行う。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年三月九日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一日 時 平成二十四年三月十五日 午後三時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 宮城県教育委員会教育長の任命について

2 職員の人事について

3 教育功績者表彰について

4 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

5 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

6 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

7 東北歴史博物館協議会資材収集専門部会委員の人事について

8 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十五号

平成二十四年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十四年三月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三七、九〇九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八二、五七三

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七 七、三 七 七	岩 沼 選 挙 区	一 一、六 七 四
宮 城 野 選 挙 区	四 九、五 四 七	登 米 選 挙 区	二 三、六 六 五
若 林 選 挙 区	三 四、九 八 五	栗 原 選 挙 区	二 一、三 八 七
太 白 選 挙 区	五 九、九 七 七	東 松 島 選 挙 区	一 〇、九 七 七
泉 選 挙 区	五 七、三 九 三	大 崎 選 挙 区	三 七、〇 七 六
石 巻・牡 鹿 選 挙 区	四 四、六 五 九	柴 田 選 挙 区	二 三、〇 二 八
塩 釜 選 挙 区	一 五、九 一 三	亘 理 選 挙 区	一 三、五 三 五
気 仙 沼・本 吉 選 挙 区	二 三、八 九 五	宮 城 選 挙 区	一 三、五 五 八
白 石・刈 田 選 挙 区	一 四、五 二 六	黒 川 選 挙 区	二 三、二 五 一
名 取 選 挙 区	一 八、九 四 三	加 美 選 挙 区	九、二 七 三
角 田・伊 具 選 挙 区	一 三、二 四 一	遠 田 選 挙 区	一 二、〇 五 七

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、八八一

○宮選管告示第二十六号

平成二十四年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十四年三月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八二、五七三